

専決処分

# 補正予算書及び補正予算説明書

(令和7年度一般会計第13号)

令和8年4月

倉吉市



目 次

一般会計補正予算（第13号）----- 1



議案第38号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により、これを本市議会に報告し、承認を求める。

令和8年4月28日 提出

倉吉市長 広田 一恭

専決第5号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度倉吉市一般会計補正予算（第13号）について、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

倉吉市長 広田 一恭

令和7年度倉吉市一般会計補正予算(第13号)

令和7年度倉吉市の一般会計補正予算(第13号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の変更は、「第1表繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

(変更)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
2 総務費	1 総務管理費	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業	千円 374,624	千円 378,424
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当給付事業	2,841	10,441

## 繰越明許費に関する調書

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(目) 7 企画費

(事業名) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業

関係予算額	左 の う ち			繰越事由
	その性質上繰越さなければならぬと予想されるもの	予算成立後の事由により繰越さなければならぬもの		
	千円	千円	千円	
1 報酬	5,030		1 報酬	5,030
3 職員手当等	1,952		3 職員手当等	1,952
4 共済費	1,238		4 共済費	1,238
8 旅費	102		8 旅費	102
10 需用費	3,713		10 需用費	3,713
11 役務費	10,206		11 役務費	10,206
12 委託料	315,265		12 委託料	314,113
18 負担金補助及び交付金	38,602		18 負担金補助及び交付金	37,270
19 扶助費	68,000		19 扶助費	4,800
計	444,108	計	計	378,424
				国の補正予算に伴う補正であり、年度内の完了が困難であることが見込まれるため。 事業概要 <b>【物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業】</b> ・畜産振興対策事業 ・プレミアム商品券事業 ・くらし応援商品券事業 ・経営者福高対策事業 ・高齢者エアコン購入費助成 ・物価高対応子育て応援手当給付事業(上乘せ分) 事業完了予定時期 令和9年3月

(千円)

	事業費	国県支出金	地方債	その他特定財源	一般財源
全体予算額	444,108	444,108			
年度内執行額	65,684	65,684			
繰越額	378,424	378,424			

## 繰越明許費に関する調書

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(目) 7 物価高対応子育て応援給付費

(事業名) 物価高対応子育て応援手当給付事業

関係予算額	左 の う ち		繰越事由
	その性質上繰越さなければならぬと予想されるもの	予算成立後の事由により繰越さなければならぬもの	
千円	千円	千円	事業実施にあたり、支給対象となる令和8年3月以降に申請のあった児童に係る手当の給付が年度内の完了が困難であることが見込まれるため。
1 報酬 1,240		1 報酬 620	
3 職員手当等 800		3 職員手当等 100	事業概要
4 共済費 201		4 共済費 101	
8 旅費 12		8 旅費 6	
10 需用費 1,695			
11 役務費 2,044		11 役務費 14	【支給対象者】児童手当支給対象児童(令和7年9月30日時点)を養育する父母等 ※対象児童には、令和7年10月1日以降令和8年3月31日までに生まれる新生児も含む 【給付額】こども一人当たり2万円
12 委託料 4,000			
19 扶助費 136,000		19 扶助費 9,600	事業完了予定時期 令和8年6月
計 145,992	計	計 10,441	

(千円)

	事業費	国県支出金	地方債	その他特定財源	一般財源
全体予算額	145,992	145,992			
年度内執行額	135,551	135,551			
繰越額	10,441	10,441			

